

令和8年 月 日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会 長 吉 井 信 行

(案)

白井市市民参加条例の検証、見直しに関することについて（答申）

令和7年6月13日付け白市活第102号で諮問のありました白井市市民参加条例の検証、見直しに関することについて、別添のとおり審議の結果及び提言を答申します。

第7期（令和5年度～令和8年度）
市民参加推進会議

会 長	吉井信行	副会長	岡澤和枝
委 員	稲葉知恵子	竹内彩乃	大嶋信太郎
	折原圭太	増子直文	

1 答 申

白井市では、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう平成16年に市民参加条例を制定しています。

条例制定から20年以上が経過し、時代の変化にあわせた市民参加の方法等について検討するため、第7期市民参加推進会議は、令和7年6月13日に「白井市市民参加条例の検証、見直しに関すること」について諮問を受け、8回にわたり審議を行いました。

本審議会では、実施機関の拡大に関すること、市民参加の対象に関すること、市民参加の事前周知及び結果公表に関することなどについて、市民参加条例の改正の方向性を議論し、答申を取りまとめました。

白井市においては、この答申をもとにパブリック・コメント等により市民の意見を反映した上で条例改正等を行い、より一層の市民参加の推進に努められることを期待します。

2 白井市市民参加条例の改正に関する提言

白井市市民参加推進会議での白井市市民参加条例の見直しに関する検討結果を踏まえ、市民参加がより推進されるよう以下のとおり提言します。

(1) 市民参加の実施機関の拡大について

今後、市民参加の対象となる事業が発生する可能性を鑑み、市民参加の実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会を加えてください。

(2) 市民参加の対象について

議会案件となる事項については、広く市民の意見を取り入れる必要があるため、憲章及び宣言の策定又は改定を市民参加の対象に加えてください。

また、公共の用に供される大規模な施設は1億5千万円以上の工事を要する公の施設であることを明確にしてください。

(3) 意見及び結果の公表、事前周知の公表について

市民参加における意見及び結果の公表、事前周知については、情報公開コーナー、図書館、市ホームページで必ず実施することとし、その他の方法として市広報や SNS なども活用して実施するようにしてください。

(4) 既存の市民参加の方法の変更について

審議会等の市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めるものとしてください。

パブリック・コメントの意見提出期間は、行政手続法に準じ30日以上としてください。

(5) 市民参加推進会議の再任規定について

市民参加推進会議の委員における識見を有する者については、多くの人の市政への参加を促すという意図は該当しないため、再任規定を設けないこととしてください。

3 白井市市民参加条例の改正に関する検討内容

市民参加推進会議では、白井市市民参加条例の改正に係る審議を8回にわたり実施し、改正の方向性を整理しました。

1 実施機関の拡大に関すること

市民参加の実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を加えることが適当である。

【現行条例】

市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）及び教育委員会を実施機関と定めている。

【審議会の意見】

白井市市民参加条例第6条第1項に規定する市民参加の対象となる計画及び条例等について、選挙や農業等に関することについて市民の意見が反映されることは必要であるため、今後策定する可能性を鑑み、実施機関に加えることが適当である。

2 市民参加の対象に関すること

憲章及び宣言を新たに市民参加の対象に加えるべきであり、制度については市民の負担を考慮し市民参加の対象から外すことが適当である。

【現行条例】

法令に特別の定めがある場合を除き、次の行政活動に市民参加により行うことと定めている。

- （1）市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2）市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- （3）市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- （4）市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- （5）市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定
- （6）その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

【改正に対する意見】

憲章や宣言は達成すべき「共通の基準」や「目標」を掲げるものであり、市民に義務を課す又は権利を制限するようなものではないが、議会案件となる事項については、広く市民の意見を取り入れる必要がある。

一方、制度についてはゴミの分別など市民に重大な影響を与えるものではないと考えられるものが多く、制度を市民参加の対象とすることで対象事業が大幅に増加し市民の負担が増加する恐れがあることから対象としないことが妥当である。

公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定の対象を、1億5千万円以上の工事を要する公の施設と明記することが適当である。

【現行の条例】

市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は改定を市民参加の対象としている。

【審議会の意見】

大規模な施設を議会の議決に付すべき案件に準じて基準を明確にすべきである。また、公共の用に供される施設は地方自治法に定められる公の施設とすることが適当である。

3 意見及び結果の公表、事前周知について

情報公開コーナー、図書館、市ホームページの全てで必ず意見及び結果の公表、事前周知を行うこととし、その他方法に広報やSNSなどを含め、柔軟に対応することが適当である。

【現行の条例】

市民参加の実施にあたり、事前周知の内容は明記されているが、その方法については明記されていない。

意見の公表においては、提出された意見の内容及び提出された意見に対する検討結果及びその理由を市の情報公開コーナーへの配置、市の広報誌への掲載、市のホームページへの掲載、その他効果的に周知できる方法による公表を行うこと明記している。

市民参加の結果の公表については、パブリック・コメント以外の方法における内容は明記されているが、その方法については明記されていない。

【審議会の意見】

紙面で情報を得られる場となる情報公開コーナーや図書館は高齢者等には必要であり、多くの人に情報を届けるためには市ホームページを含め最低限3か所での実施が望まれる。

市広報誌及び各センター、SNSでの周知公表については、市広報誌の発行数が減少しており、各センターに設置されているパソコンで市のホームページが確認でき

るため必須とはしないものの、対象の特徴に合わせた適切な実施及び SNS などの時代に合わせた新たな手法を SNS ポリシーの策定、誤情報対策のためのモニタリング等の整備と同時に柔軟に取り入れていくことが望ましい。

4 市民参加の方法に関すること

市民会議、公聴会、直接請求以外の署名、市民政策提案手続きについては、市民参加の方法として条例に規定せず、市民参加の方法は現行のままとすることが適当である。

【現行の条例】

審議会等、パブリック・コメント、アンケート調査、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の市民参加の方法を定めている。

【審議会の意見】

市民会議及び直接請求以外の署名、市民政策提案手続については、条例に規定されている市民参加の方法によらない市民の意見であり、市民参加の対象となる事業について意見を募集するものではないため、本条例の趣旨にはそぐわないと考える。

公聴会は重要事項を決定する際に利害関係者や学識経験者から意見や知識を聴取する方法であるため、審議会やその他の方法としての専門家へのヒアリング等にて同様の効果が期待できるため、条例への明記は不要と考える。

5 既存の市民参加の方法の変更

(1) 審議会等

①審議会等の市民公募委員の選定について

市民公募委員の選考に当たっては、無作為抽出公募委員候補者登録制度により登録された市民及び公募による市民を含めることが適当である。

【現行の条例】

審議会当の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めること、また、応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならないと定めている。

【審議会の意見】

若い世代や女性など多様な市民の市政への参加を促すことを目的とし、無作為抽出公募委員候補者登録制度は既に多くの市の事業で活用されていることから、条例に位置付け継続して実施すべきである。

②オンライン会議及びオンライン傍聴について

オンライン会議については現状の運用状況、オンライン傍聴についてはリスク管理の観点から、条例に明記しないことが妥当である。

【現行の条例】

オンライン会議及びオンライン傍聴については条例への明記はない。

【審議会の意見】

オンライン会議は、既に多くの審議会等で運用されており、来場できない人はオンラインで参加できる状態が維持できるのであれば条例への明記は不要と考える。

オンライン傍聴は、審議会等の委員への誹謗中傷、炎上等のリスクがあること、そのことで公募委員になること自体のハードルが高くなることが懸念されるなど、運用に向けた課題が多いことから、要綱による規定で試行的に運用を開始するなど、段階を経て本格運用をすることが望ましい。

(2) パブリック・コメント

①パブリック・コメントの提出期間について

パブリック・コメントの意見提出期間を行政手続法に準じ、「2週間以上」から「30日以上」に変更すべきである。

【現行の条例】

実施機関はパブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならないと規定している。

【審議会の意見】

行政手続法第39条「意見公募手続」により、30日以上と規定されているため、パブリック・コメントも準じるべきである。

6 市民参加推進会議の委員の再任規定について

市民参加推進会議の委員の再任について、識見を有する者については1回限りの再任要件をなくすことが適当である。

【現行の条例】

市民参加推進会議の委員は、1回に限り再任されることができると規定されている。

【審議会の意見】

市民については、市政に多くの市民が参加すること、断続的な審議等を実施する場合があることから委員の再任を1回限りとしているが、識見を有する者については、この意図が該当しないと考えられることから、再任回数を限定する必要はない。